

変わるJA 広がる地域のきずな

変わるJA 広がる地域のきずな

監修＝広島大学
助教 小林元

Q、JAの正組合員と准組合員の違いって何？

A、正組合員は農業の主人公、准組合員は地域を豊かにする協同の仲間です。

JAの組合員は、農協法の中で、正組合員と准組合員に区別されています。JAの正組合員は、農業を営む人々や農業で働く人々、そして農家の家族の皆さんです。協同の力で豊かな農業を育むと共に、消費者に安全で安心な農畜産物をお届けすることで、わが国の食と農を守り、農業を通じて地域を豊かにする主人公、それがJAの正組合員です。

対して、農業に直接的に関わる人があまりない人々も含めて、だれでもJAの総合事業を利用できるように、准組合員という仕組みがあります。准組合員は、事業を利用するだけではありません。正組合員がつくった農産物を食べる人々でもあり、地域農業を、食を通じて支える大事な仲間です。中には、食べるだけでなく、一緒に農業に関わる准組合員も増えています。

現在の制度では、JAの運営は正組合員が中心となっています。これからは対話を通じて、准組合員の声もJAの運営に反映することが大事になっています。



組合員資格をもう一度ご確認ください

当 JA では組合員資格に変更が生じた場合、定款第 3 章の定めにより速やかに書面での変更手続きが必要となります。大変お手数ですが、該当される方は最寄りの JA 各支所窓口で手続きしていただきますよう、よろしくお願い致します。

◎ 正組合員とは？

- ① 10 アール以上の土地を耕作する農業を営む個人であって、その住所またはその経営に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ② 1 年の内 90 日以上農業に従事する個人であって、その住所またはその従事する農業に係る土地または施設が、この組合の地区内にあるもの。
- ③ 農業を営む法人であって、その事業所またはその経営に係る土地がこの組合の地区内にあるもの。

◎ 准組合員とは？

- ① この組合の地区内に住所を有する個人で、この組合の事業を利用することが適当と認められるもの
- ② この組合から第 7 条 1 項第 2 号から第 4 号まで、または第 13 号の事業に係る物資のまたは役務の提供を 1 年以上継続して受けている、この組合の地区内に勤務地を有する個人であって、引き続きこの組合の事業を利用することが適当であると認められるもの・・・など。

